

令和5年度生活支援特別給付金のご案内

- 生活支援特別給付金は、住民税均等割のみが課税されている世帯および給付要件に該当する子育て世帯に給付金を支給します。

	均等割のみ課税世帯給付金	こども加算給付金
支給対象	令和5年12月1日時点で香美町に住民登録があり、世帯全員の令和5年度住民税が、次のいずれかに該当する世帯 <small>※世帯全員が、住民税均等割が課税されている他の扶養親族等に扶養されている場合は該当しません。</small>	
	「均等割のみ課税の方」 で構成される世帯 又は 「均等割のみ課税の方と 非課税の方」 で構成される世帯	①非課税世帯 (電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援追加給付金(7万円)受給世帯) 又は ②均等割のみ課税世帯 (均等割のみ課税世帯給付金(10万円)対象世帯)
支給額	1世帯あたり 10万円	児童1人あたり 5万円 <small>(対象：平成17年4月2日から令和6年3月31日に生まれた児童)</small>
支給時期	<ul style="list-style-type: none"> ・2月初旬に確認書を送付しています。 ・確認書提出後3週間以内が目安です。 	対象児童が世帯の中におられる場合、 ①支給のお知らせを送付します。 <small>(受給拒否がない限り、記載の予定日に支払)</small> 又は ②均等割のみ課税世帯給付金確認書を確認後支給します。

一部申請が必要です

- ・ 基準日以降に転入した方がいる世帯
- ・ 令和5年12月2日以降に出生した児童が属する世帯
- ・ 世帯以外の対象児童を扶養する世帯(入寮中の児童など)
- ・ 未申告の方がいる世帯

対象になると思われる世帯で香美町から通知が届かない場合は、福祉課までお問合せください。

お問合せ先

【手続きに関する事】	役場 福祉課	0796-36-1964
【税金に関する事】	役場 税務課	0796-36-1113



生活支援特別支援給付金に関する「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

ご自宅や職場などに香美町から問い合わせを行うことがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに香美町福祉課または最寄りの警察にご連絡ください。

香美町では、ファストパス(スマートフォンやパソコンを使って行うオンライン申請)は行っておりません。

- 受付期間 令和6年2月2日(金)～令和6年5月31日(金)【消印有効】
- 提出先 役場福祉課または各地域局(郵送可)
- 支給日 確認書又は申請書等の受付審査後、随時支給します。